

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【企業連携支援枠】

奨学金返還支援募集中

山形の企業で働こう！
夢と挑戦を応援します！



山形県と県内の登録企業が連携して奨学金の返還を支援します。
卒業後、登録企業で一定期間以上働くと支援を受けることができます。

募集期間 R8.5.18(月)～9.30(水)

支援金額 企業連携支援枠は10万円の加算があります！

2万6千円×令和8年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数+10万円
4年制大学の場合の最大支援額 134万8千円
(2万6千円×48か月+10万円)

【返還支援までの流れ】

① 在学中に
応募・認定



② 卒業後に
登録企業で就業



③ 3年後に
返還支援

支援後も②を更に2年継続する必要があります

【お問い合わせ・申請はこちらまで】
山形県産業労働部産業創造振興課
TEL 023-630-2691
(平日8:30～17:15)

事業HP



登録企業一覧は
こちら ⇒





令和8年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業 【企業連携支援枠】概要



1 募集対象者

次の(1)から(4)までの要件全てに該当することを応募資格としています。

(1) 次のA、Bのいずれかに該当する方

A 山形県内に居住しながら県内の高校等を卒業(※)し、次の種類の学校(大学等)に在学中の方

イ 大学院(修士課程及び博士課程)

ロ 大学

ハ 高等専門学校(第4、5学年及び専攻科に限る)

ニ 短期大学 ホ 専修学校専門課程

ヘ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門学校

(※) 県内の中学校等を卒業し、県外の高校等を卒業した方等を含む

B 県内に所在する大学等に在学している方(県外の高校等を卒業した方を含む)

(2) 次の種類の奨学金の貸与を受けている方又は今年度中に受ける予定の方

(日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金、山形県内市町村の奨学金、技能者育成資金)

(3) 大学等を卒業後13か月以内に山形県内に居住かつ就業し、その後5年以上継続する見込みの方

(4) 本事業の登録企業へ正規雇用で就業し5年以上継続して勤務することを希望している方

(公務員として就業する方、指定職種の修学資金貸付を利用中(予定含む)の方は支援対象外)

2 助成金額

2万6千円×令和8年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数+10万円加算(上限:奨学金の返還残額)

(例) 4年制大学の場合の最大支援額 26,000円×48か月+100,000円=1,348,000円 が支援額の上限

※登録企業以外の県内企業等に就業した場合は助成金額が1/2(10万円加算なし)に減額となります。

3 応募方法

次の書類を、募集期間内に山形県産業労働部産業創造振興課あてに提出または電子申請で申請してください。電子申請フォームは、表面の二次元コードから県HPにアクセスしてください。

イ 新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【企業連携支援枠】助成候補者認定申請書(様式1)

ロ 助成候補者エントリーシート(様式2)

ハ <県外大学等の在学者のみ> 県内高校等の卒業証明書(写し可)若しくは卒業証書の写し又は
県内中学校等の卒業証明書(写し可)若しくは卒業証書の写し

ニ 大学等の在学証明書(写し可)又は学生証の写し

ホ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し(奨学金の貸与を受けている方)

4 助成候補者の認定

令和8年7月以降に県から文書で認定結果を通知します。

5 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、13か月以内に登録企業で就業し通算3年以上継続した場合に助成を行います。

(返還支援後さらに2年間、登録企業等での就業を継続する必要があります。)

助成金は、山形県が奨学金の貸与機関に対して支払います。本人にはお支払いしません。

事業の詳細は募集要項に記載しています。

応募の際は必ずホームページから内容をご確認ください。

